

トI S H I K A W Aラックのひろば

いしかわロードマップ

かほく市

Kahoku City, Ishikawa



[TOP NEWS]

他県の青年部会員と合同でボランティア活動を実施

～青年部会第4回災害支援活動～

農林水産大臣から感謝状

～能登半島地震における救援物資輸送～

改正内容や取り組むべき内容等を学ぶ

～改善基準告示解説セミナー～

知識や技能を競い合う

～第39回フォークリフト運転競技石川県大会～

9

vol.289



今月のSPOT

かほく市(石川県西田幾多郎記念哲学館・ハマナス)



©石川県観光連盟

かほく市は、石川県のほぼ中央に位置し、県都金沢市の約20～25キロメートル圏内にあります。かほく市はゴム紐の繊維関連の製造が昔は盛んで、砂浜を利用した果樹栽培も行っています。中でもブドウのルビーロマンの初せりは毎年ニュースになるほどです。その他石川県人の大好物「とり野菜みそ」のまつやの本社があります。偉人では哲学者の西田幾多郎を輩出しており石川県西田幾多郎記念哲学館もかほく市の名所スポットとなっております。

直通ダイヤル



代表

076-239-2511

助成・融資事業

076-239-2284

適正化事業課

076-239-2285

陸災防

076-239-2393

ISHIKAWA

トラックのひろば

C O N T E N T S

9

SEPTEMBER
289号

ホームページ



1 TOPNEWS

他県の青年部会員と合同でボランティア活動を実施
～青年部会第4回災害支援活動～

農林水産大臣から感謝状
～能登半島地震における救援物資輸送～

改正内容や取り組むべき内容等を学ぶ
～改善基準告示解説セミナー～

知識や技能を競い合う
～第39回フォークリフト運転競技石川県大会～

5 ご案内

「トラックの日」の事業

引越講習

令和6年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」

令和6年度 整備管理者選任「後」研修

令和6年度事故防止対策支援推進事業（国交省）

車輪脱落事故防止及びチェーン着脱講習会

令和6年度石ト協各種助成申込状況

11 8月のおもな NEWS

12 適正化 NEWS

トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました
改正された「標準貨物自動車運送約款」が施行されます
あおり運転は絶対にはいけません！

16 業界 NEWS

秋の全国交通安全運動

トラック運送業界の景況（速報）

～令和6年4月～6月期～

全国不正軽油撲滅強化月間

第75回全国労働衛生週間

トラック運送事業紹介パンフレット

20 情報コーナー

9月の行事予定

会員名簿の変更

交通事故発生状況

軽油価格

23 事例研究



TOP NEWS

トップニュース

他県の青年部会員と 合同でボランティア活動を実施 ～青年部会第4回災害支援活動～

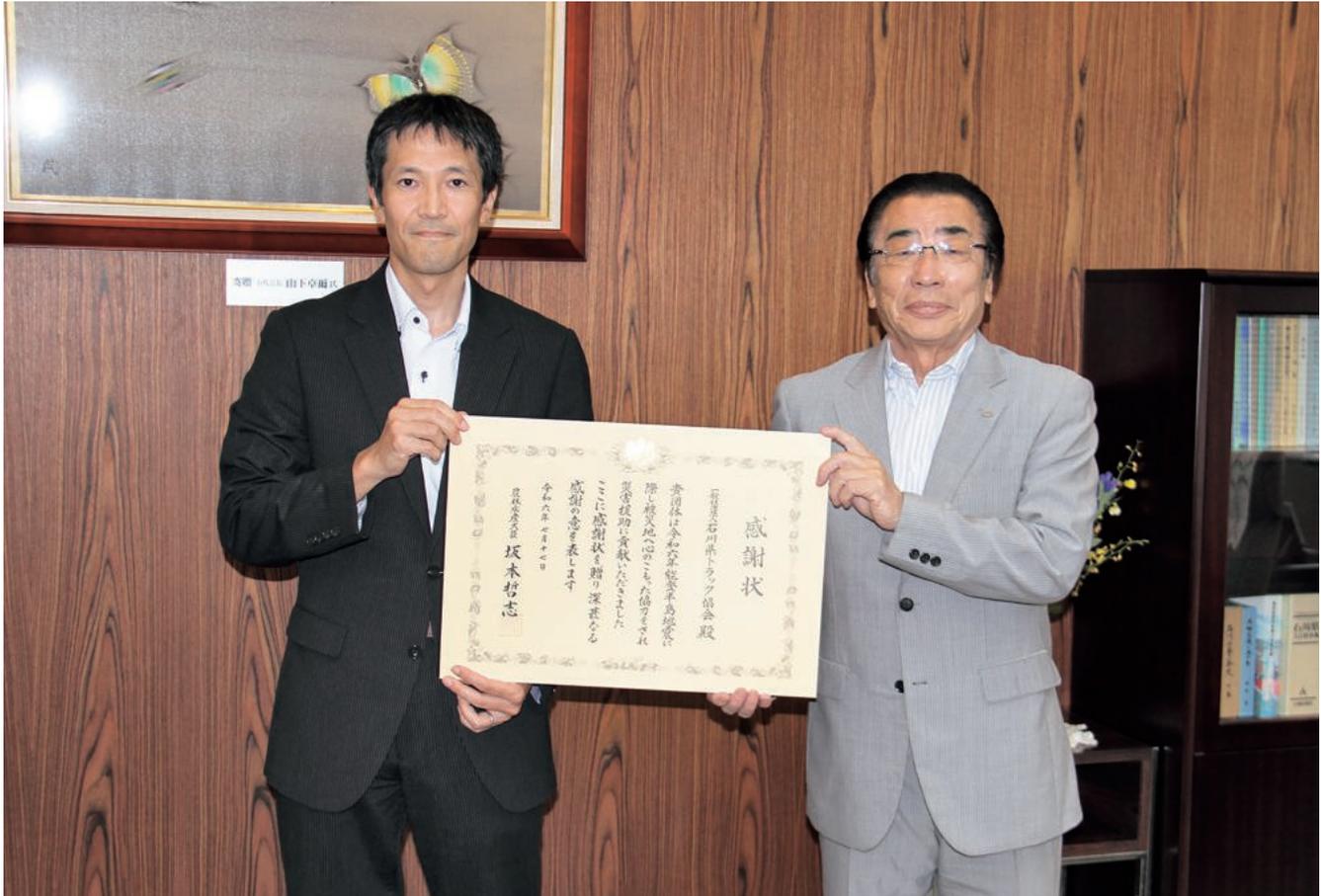
青年部会（東崎真也部会長）は、8月3日（土）、珠洲市内において、今回で4回目となる災害支援活動を行いました。

今回は、全日本トラック協会青年部会（出島康佑部会長）から出島部会長、葛西亜貴夫副部会長（東北ブロック）、西勇樹副部会長（中部ブロック）が参加したほか、福井県トラック協会青年部会（中島武紀部会長）から有志ら6名が参加し、合計19名が2班に分かれ、被災された事業所や民家の家財撤去などのボランティア活動に従事しました。

珠洲市内の最高気温が37℃を超える環境の中、参加者らは約4時間作業を行い、タンスや机などの大型家具や布団、畳などを次々と運び出し、準備した4t車両を使って、珠洲市内に設置された災害廃棄物の仮置き場へ搬入しました。

参加者からは、「被災地域の早期の復興・復興を願って参加した。住民の方からは感謝の言葉もいただいた。微力ではあるが、機会があればまた参加させてほしい」などの感想が述べられました。

青年部会では、今後も継続的に支援活動を行うこととしております。



TOP NEWS

トップニュース

農林水産大臣から感謝状

～能登半島地震における救援物資輸送～

本年元日に発生した能登半島地震における緊急物資の輸送協力に対し、農林水産大臣より当協会に感謝状が贈呈されました。

感謝状は、被災地へ食料や飲料水等の供給に協力した団体・企業に贈られるもので、発災後、被災地へ迅速・確実に物資を届けるというトラック運送事業者の「使命」を果たした会員の支援活動が称えられました。

8月22日（木）、トラック会館に農林水産省北陸農政局の清水友和企画調整室長が訪れ、「皆様のご協力により、被災地に必要な食料や飲料水などを供給することができた。ご厚意に対して深く感謝申し上げます」と述べ、久安会長に感謝状が伝達されました。

感謝状を受け取った久安会長は「道路が寸断され、大変過酷な状況下であったが、多くの会員並びにドライバーの協力により、支援業務を遂行することができた」と当時を振り返りました。

当協会では、1月2日から2月12日までの間、石川県との協定に基づき、会員事業者64社に協力をいただき、延べ551台の救援物資輸送を行いました。



改正内容や取り組むべき 内容等を学ぶ

～改善基準告示解説セミナー～

労働委員会（山田秀一委員長）は、8月22日（木）、石川県トラック会館において、会員事業者から50名の参加のもと、改善基準告示解説セミナーを開催しました。

本セミナーは、講師に小山雅敬氏（㈱コヤマ経営代表取締役）をお迎えし、本年4月から適用された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）について、事業者において円滑な対応が行えるよう、改正内容や取り組むべき内容のポイントなどを解説しました。

その他、小山氏は36協定締結の際のポイントなどについても解説し、参加者からは、日頃の労務管理の中で感じている疑問などについて理解を深めました。



講師 小山雅敬氏



入賞を果たした3選手。左から第3位の高木一誓選手、優勝の石田選手、準優勝の金森雅士選手（いずれも日本通運(株)北陸西支店）

TOP NEWS

トップニュース

知識や技能を競い合う

～第39回フォークリフト運転競技石川県大会～

陸上貨物運送事業労働災害防止協会石川県支部（小林篤弘支部長）は、8月24日（土）、石川県トラック会館において、第39回フォークリフト運転競技石川県大会を開催しました。

本大会は、遵法精神と安全意識の向上を図るとともに、職場における安全作業の確立と労働災害の防止を推進することを目的に毎年開催しており、本年は各事業所を代表する10名の選手が参加し、日頃の業務で培った知識や技能を競い合いました。

競技終了後、表彰式が執り行われ、入賞者には小林支部長から表彰状と副賞が手渡されたほか、審査員より大会の講評があり、出場選手の健闘が称えられました。

なお、見事優勝された石田孝夫選手（日本通運(株)北陸西支店）は9月に愛知県みよし市で開催される全国大会に石川県代表として出場します。



挨拶をする小林支部長

ご案内

「トラックの日」の事業

10月9日 **ト** **ラ** **ッ** **ク** **の** **日**

クリーン作戦2024

～10月5日（土）朝7時から一斉スタート～

支部	集合場所
加南支部	道の駅「こまつ木場潟」駐車場
石川支部	フェアモール松任 駐車場
金沢第一支部	マルエー間明店 駐車場
金沢第二支部	金沢港クルーズターミナル 駐車場
金沢第三支部	ディーダス1137 駐車場
能登支部	能登食祭市場 駐車場
奥能登支部	駒渡ポケットパーク

※実施場所は集合場所周辺となります



北陸交通災害等遺児をはげます会への 寄付金の寄贈

～随時、募金の受付をしております。ご協力お願いいたします～

- 目的 会員及び各種事業で集められた浄財を「北陸交通災害等遺児をはげます会」へ寄贈し、社会と共生するトラック運送業界を広く県民にPRする。
- 寄贈日 令和6年10月9日（水）
- 寄贈先 北陸交通災害等遺児をはげます会
（金沢市本多町3-2-1）



お問合せ （一社）石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

引越講習

引越基本講習

1. 日 時 令和6年10月24日(木)
10:00~16:00
2. 場 所 石川県トラック会館
(金沢市粟崎町4-84-10)
3. 対 象 者 引越実務者で、初めて本講習
を受講する方
4. 内 容 標準引越運送約款や関係法令
の知識
下見・見積りの知識とクレ
ーム対応など
5. 受 講 料 2,000円
6. 申込方法 同封の申込書にてお申し込み
ください。

引越管理者講習

1. 日 時 令和6年10月25日(金)
10:00~16:00
2. 場 所 石川県トラック会館
(金沢市粟崎町4-84-10)
3. 対 象 者 以下のいずれかに該当する方
①平成17年度以降に「引越
基本講習」を修了した方
②令和3年度以前に「引越管
理者講習」を修了した方
4. 内 容 引越基本講習の講義内容を深
めたもの
5. 受 講 料 2,000円
6. 申込方法 同封の申込書にてお申し込み
ください。

ご案内

令和6年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」

会員各位におかれましては、下記の実施項目をもとに、不正改
造の防止とともに確実な点検整備の実施を徹底してください。

【実施項目】

- ①大型トラック(車両総重量8トン以上)のホイールの取付状態
や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施
- ②黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメ
ント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的
な実施



お問合せ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

令和6年度 整備管理者選任「後」研修

1. 日 時

	開催日	時間	定員
第1回	令和6年10月21日(月)	10:00~12:00	250名
第2回	〃	13:30~15:30	250名
第3回	令和6年11月27日(水)	10:00~12:00	250名
第4回	〃	13:30~15:30	250名

※締め切りは各開催日の**1週間前**までです。

※定員に達した場合、研修日を変更していただく場合があります。

2. 会 場 石川県トラック会館 2階研修室(金沢市栗崎町4-84-10)

3. 対 象 者 整備管理者として選任されており、以下に該当する方

①新たに選任された方

※当該事業者において、整備管理者として初めて選任された方

②最後に整備管理者選任後研修を受講した年度の翌年度の末日を経過した方

※令和4年度に受講した方

4. 申込方法 ①オンライン申込み

以下のURLまたは二次元コードからお申し込みください。

URL: <https://seminar-reservation.jp/semina>



二次元コード

②窓口提出、郵送

同封の申込書にてお申し込みください。

宛先 〒920-8213 金沢市直江東1-1

石川運輸支局 検査整備保安部門(窓口提出の場合は1階5番窓口)

5. そ の 他 詳細は同封の案内をご確認ください。

お問合せ 石川運輸支局 検査整備保安部門 TEL **076-208-6000** (代表)

※検査整備保安部門へは、ガイダンスが流れてから「2」をプッシュ

石川県トラック協会 TEL **076-239-2511**

令和6年度事故防止対策支援推進事業（国交省）

1. 補助対象事業者

保有車両5両以上の一般・特定貨物自動車運送事業者の中小企業事業者で、過去3年以内に行政処分を受けていない者、または自動車リース事業者（社内安全教育以外）

2. 補助事業の概要

(1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

※令和6年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

①受付期間：令和6年7月30日～令和7年1月31日

②補助対象装置等

補助対象装置	補助対象車両	補助率	補助限度額
①衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）	車両総重量3.5トン超のトラック	1/2	10万円
②車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置	トラック		10万円
③ドライバー異常時対応システム	トラック		10万円
④先進ライト	トラック		10万円
⑤側方衝突警報装置	車両総重量3.5トン超のトラック		5万円
⑥後側方接近車両注意喚起装置	車両総重量3.5トン超のトラック		5万円
⑦統合制御型可変式速度超過抑制装置	※バスのみ		10万円
⑧アルコール・インターロック	トラック		10万円
⑨事故自動通報システム	トラック		5万円
⑩後付け事故自動通報システム（国土交通大臣が選定したもの）	トラック		3万円

※⑩はサブスクリプションによる導入も可。その際の補助対象経費は「契約期間分の料金（初回契約分として一括払いした額に限る）」とし、補助上限額は1ヶ月分の料金×12ヶ月×1/2

※1車両当たり複数の装置を装着する場合は、上限が20万円となります。

(2) 運行管理の高度化に対する支援

※令和6年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

①受付期間：令和6年7月30日～令和7年1月31日

②補助対象機器：国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計又は映像記録型ドライブレコーダー

③補助率：取得に対する経費の1/3

④補助限度額（機器1台あたり）

補助対象機器	車載機	事務所用機器
ア. デジタル式運行記録計	2万円	10万円
イ. 映像記録型ドライブレコーダー	1万円	3万円
ウ. 一体型	3万円	13万円
エ. 通信機能付き一体型（通信機能を使用する場合に限る）	8万円	13万円

⑤1事業者あたりの上限額：80万円（2回以上申請する場合を除き、④エ. の機器を含めて購入する場合は120万円）

(3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

※令和6年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

- ①受付期間：令和6年7月30日～令和7年1月31日
- ②補助対象機器：国土交通大臣が選定した以下の機器
 - ITを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器）
 - 遠隔点呼機器
 - 自動点呼機器
 - 運行中における運転者の疲労状態を計測する機器
 - 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
 - 運行中の運行管理機器
- ③補助率：取得に対する経費の1/2
- ④補助限度額：一部の機器に1台あたりの上限あり（詳細はホームページを参照）
- ⑤1事業者あたりの上限度額：80万円

(4) 社内安全教育の実施に対する支援

- ①受付期間：令和6年7月30日～令和7年1月31日
- ②補助対象コンサルティング：国土交通大臣が認定したコンサルティングメニュー
- ③補助率：コンサルティング利用に対する経費の1/3
- ④1事業者あたりの上限度額：100万円

※今年度の申請受付窓口は「TOPPAN(株)」となっております。運輸支局等では受け付けられませんので、ご注意ください。

※その他、詳細については、TOPPAN(株)の補助金申請ポータルサイトをご覧ください。

<https://hogo-zoushin.jp>

お問い合わせ 令和6年度被害者保護増進等事業費補助金事務局 TEL 03-4330-3791

※詳細については、当協会ホームページからもご覧いただけます。

<https://www.ishitokyo.or.jp/> HOME > 最新情報

ご案内

車輪脱落事故防止及びチェーン着脱講習会

1. 開催日時 令和6年10月8日（火）13：30～17：00
2. 開催場所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
3. 内 容 ①車輪脱落事故防止講習会 ②タイヤチェーン着脱講習会
4. 定 員 50名（先着順）
5. 申込方法 同封の「申込書」にてお申し込みください。

お問合せ （一社）石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

助成事業	申込状況
安全装置等導入促進助成 ①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置（中型・大型自動車に限る） ③側方衝突監視警報装置（後付け装置のみ） ④呼気吹き込み式アルコールインターロック装置、 ⑤IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器（Gマーク認定事業所が導入する場合に限る） で全ト協が指定した装置を導入した場合 ⑥大型車用トルク・レンチ	39%
健康診断受診助成 一般健康診断を受診した場合	85%
ドライブレコーダー機器導入促進助成 全ト協が指定した装置を導入した場合	34%
ドライバー・安全運転管理者の安全運転教育の助成 全ト協指定研修施設において所定の講座を受講した場合	68%
エコタイヤ・再生タイヤ導入促進助成 別で定める環境対策の取組みに効果のあるタイヤを導入した場合	56%
環境対応車導入促進助成 車両総重量2.5t超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気トラック、燃料電池トラックを導入した場合	0%
EMS機器導入促進助成 ※デジタコ等 全ト協が指定した装置を導入した場合	82%
アイドリングストップ支援機器導入助成 エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器を導入した場合	95%
睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成 SASの検査で、第1、2次検査を全ト協が指定する医療機関で受診した場合	59%
大型・中型・準中型・けん引免許取得及び受験資格特例教習修了助成 助成対象期間内に自動車教習所へ入校し、標記免許課程を修了、支払が完了し、標記免許を取得した場合	58%
血圧計導入助成 全ト協が指定した機器を導入した場合	90%
信用保証協会保証料の補助（事前申請不要） 石川県信用保証協会の保証を受け、銀行から融資を受けた場合	25%
中小企業大学校講座受講料一部助成 中小企業大学校の研修コースを受講した場合	29%
脳健診（脳ドッグ・脳MRI）受診促進助成 脳健診（脳ドッグ・脳MRI）を受診した場合	23%
自動点呼機器導入助成 全ト協が指定した機器を導入した場合	80%
「働きやすい職場認証制度」認証取得助成 「働きやすい職場認証制度」を認証取得した場合	9%
インターンシップ導入助成 全ト協のインターンシップ受入事業者として登録し、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合	0%

※上記は「事前申請」が必要な助成制度です。この他の助成制度につきましては、ご案内の冊子「令和6年度助成制度」または、当協会ホームページでご確認ください。

<http://www.ishitokyo.or.jp/josei.php>

TOP > 助成・融資制度



石ト協

8日 小森卓郎衆議院議員との懇談

小森卓郎衆議院議員らが当協会を訪れ、久安会長と業界を取り巻く諸課題や能登半島地震からの復興などについて懇談しました。(石川県トラック会館)



労働委員会

8日 第35回労働委員会

労働委員会(山田秀一委員長)は、会議を開催し、労働対策に係る事業計画や助成事業などについて協議しました。(石川県トラック会館)



石川支部

22日 労務対策講習会

石川支部(久安常信支部長)は、講習会を開催し、2024年問題などについて学びました。(グランドホテル白山)



適正化実施機関

26日 石川運輸支局と月例会議

適正化実施機関(久安常信本部長)は、運輸支局と月例会議を開催し、巡回指導結果や最近の監査状況などについて情報交換を行いました。(石川県トラック会館)

News Calendar

8月の おもなNEWS

AUGUST 2024



能登支部

2日 第32回運営委員会

能登支部(小林茂成支部長)は、会議を開催し、クリーン作戦2024や交通安全のぼり旗の作成などについて協議しました。(ポートサイド七尾)



適正化実施機関

5、6日 北陸信越ブロック適正化事業指導員小規模グループ研修会

適正化実施機関(久安常信本部長)は、指導技術の向上を目的とした研修会を開催し、北陸信越ブロック内の適正化指導員と情報交換を行いました。(金沢ニューグランドホテル)



奥能登支部

7日 第35回運営委員会

奥能登支部(新出勝支部長)は、会議を開催し、能登半島地震による事業活動への影響を踏まえた支部活動について協議しました。(能登空港)

荷主の皆様

トラック輸送の新たな「標準的運賃」が 告示されました

トラック運送業は、他産業と比較して、長時間労働・低賃金の傾向にあり、運転従事者数が減少しています。この問題に対処するため、令和6年度より時間外労働の限度時間が設定されました。

ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないために、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境の改善に向けた「標準的運賃」にご協力をお願いします。



「標準貨物自動車運送約款」も同時に改正しています

運送契約の締結時に、附帯業務の有無、附帯業務料や燃料サーチャージなどを記載した書面の交付を必要としております。こちらについてもご理解とご協力をお願いいたします。



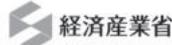
お願い

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して

トラック運送事業者に対して積極的に協議の場を設けるとともに、
トラック運送事業者からの申し出にご協力よろしくをお願いいたします

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会は、発注者と受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめました。当該指針では、「標準的運賃」などの公表資料に基づき、受注者側が提示する価格について、発注者側が尊重することなどが盛り込まれています。



詳しくは国土交通省
HPをご覧ください。

新たな運賃・解説集
を掲載しています。



令和6年
6月1日施行

改正された 「標準貨物自動車運送約款」が 施行されます

(令和6年3月22日告示)



標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1

荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容が 明確化されました

【関係条項：標準運送約款(第61条)】

改正前

積み込み、取卸し等の業務は、「第2章運送業務等」で規定されていました。
待機時間、附帯業務等は、「第3章附帯業務」で規定されていました。

改正後

運送以外の業務は、「第2章運送業務等」から分離し第3章として「積み込み又は取卸し等」に規定されました。
また、トラック運送事業者が運送以外の業務を引き受けた場合、契約にないものを含め、対価を収受する旨が規定されました。



2

運賃・料金、附帯業務等を記載した書面を 交付することになりました

【関係条項：標準運送約款(第6条及び第7条)】

改正前

荷送人による運送の申込み、トラック運送事業者による運送の引受けについては、明確な規定がありませんでした。

改正後

運送を申込み荷送人、運送を引受けるトラック運送事業者は、それぞれ運賃・料金、附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む。）である運送申込書、運送引受書を相互に交付する旨が規定されました。



国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

3 利用運送を行う場合は実運送事業者の商号・名称等を荷送人へ通知することになりました [関係条項:標準運送約款(第17条)]

改正前

利用運送が行われた場合でも荷送人に実運送事業者を知らせる旨の規定はありませんでした。

改正後

利用運送を行う元請運送事業者は、当該運送の全部又は一部について運送を行う実運送事業者の商号・名称等を荷送人に通知する旨が規定されました。また、利用運送に係る費用は「利用運送手数料」として収受する旨が規定されました。



4 中止手数料の金額等が見直されました [関係条項:標準運送約款(第38条)]

改正前

荷送人が、貨物の積み込みを行う前日までに運送の中止をしたときは、中止手数料を請求しない規定でした。

当日に運送の中止

貸切 普通車 3,500円
小型車 2,500円

改正後

当該中止手数料の見直し

運送中止の申し入れ日	中止手数料
運送の前々日 (2日前)	運賃・料金等(※1)の 20%以内
運送の前日 (1日前)	運賃・料金等(※1)の 30%以内
運送の当日	運賃・料金等(※1)の 50%以内

※1 当該運送引受書に記載した運賃・料金等

5 運賃・料金等の店頭掲示事項がオンライン化されました [関係条項:標準運送約款(第3条、第32条及び第64条)]

改正前

「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」については、店頭に掲示する旨規定していました。

改正後

「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」について、インターネットによる閲覧を可能とする旨が規定されました。



令和6年に改正された最新の「標準貨物自動車運送約款」をご確認ください

「標準貨物自動車運送約款」は国土交通省が制定するトラック事業者と利用者の契約書のひな形です。
※一部のトラック事業者は、国土交通省から認可を受けた独自の運送約款を使用しています。
「標準貨物自動車運送約款」の全文は、全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

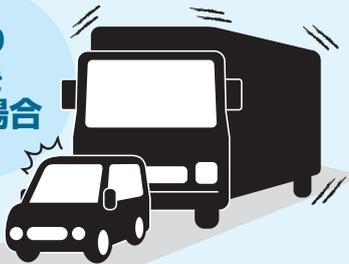
あおり運転は絶対にしてはいけません!

当協会に寄せられる「危険運転」に関する苦情が急増！
今一度、安全運転の徹底をお願いします。

物流という重要な役割を担って事業用トラックを運転しているプロドライバーは、他車の手本となるべき安全で、マナーの良い運転を心掛けなければいけません。一般の乗用車から見れば、車体の大きいトラックが近くを走っているだけで怖く感じるものです。「あおり運転(妨害運転)」は絶対にしてはいけない行為です。

厳罰化!

あおり運転をした場合



①妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(※10類型の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転のせいで危険が生じた場合



②妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

あおり運転の対象となる10類型の違反



令和6年

～交通マナーアップいしかわ～

秋の全国交通安全運動

期 間 9月21日(土)～9月30日(月)

9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」

運動の重点

- ◆反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ◆夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ◆自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和五年度交通安全ポスターコンクール小学校高学年の部 最優秀賞
津幡町立桑南小学校六年（入賞当時）池島 瑠衣さんの作品



令和6年4月1日から
自転車保険
加入義務化

万が一の事故に備えて必ず保険に入りましょう。

- ヘルメットをかぶりましょう
- 点検整備を行いましょう
- 交通ルールを守りましょう



石川県自転車条例HP

石川県・石川県交通安全推進協議会

お問い合わせ／石川県生活環境部生活安全課（電話 076-225-1387）

トラック運送業界の景況（速報）～令和6年4月～6月期～

共通の概況①：今回（令和6年4月～6月期）の状況と今後の見通し

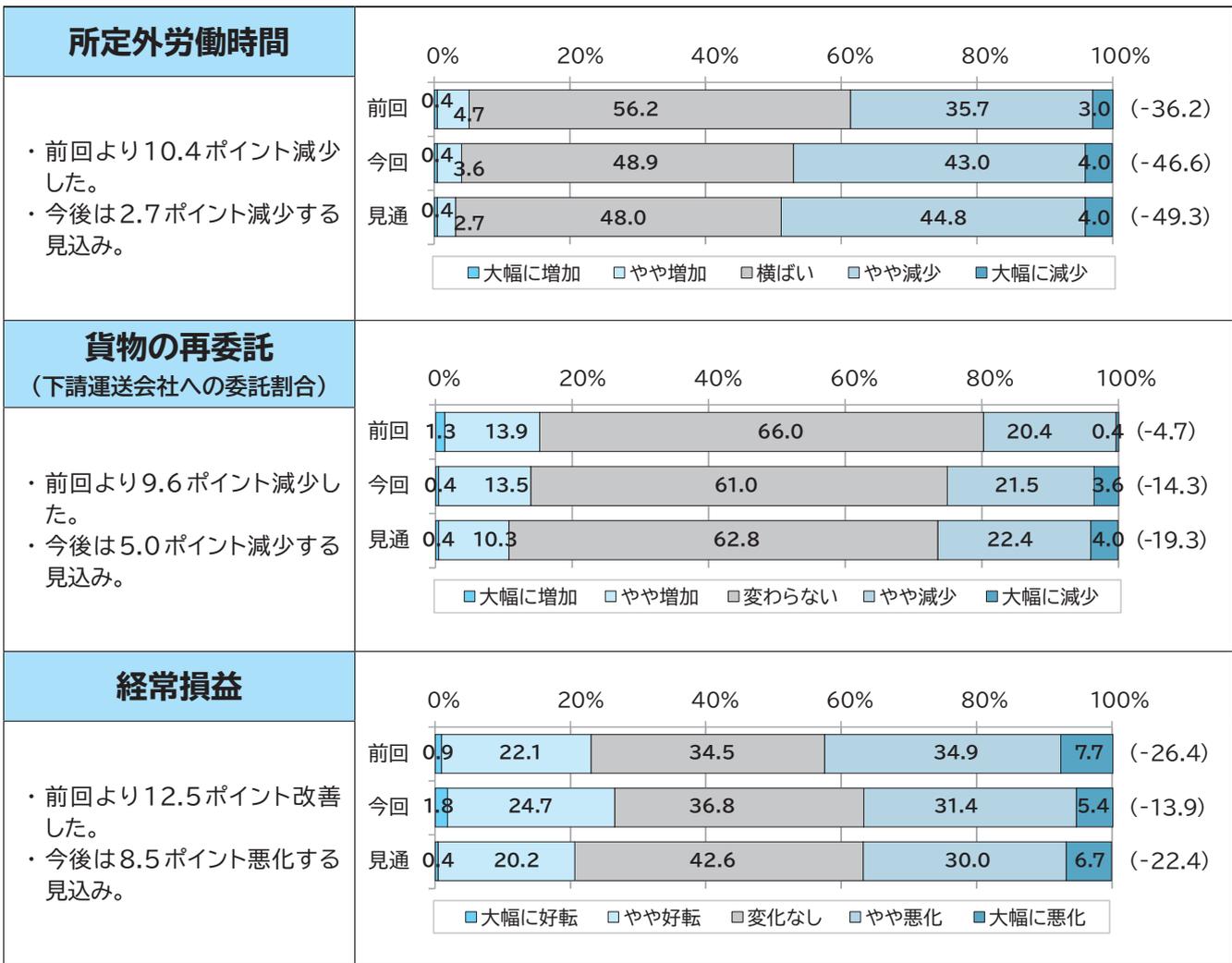
今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲17.5（前回▲11.9）と5.6ポイント悪化、実車率は▲14.3（前回▲14.9）と0.6ポイント改善した。 ・運転者の採用動向は▲16.6（前回▲19.1）と2.5ポイント上昇、運転者の雇用動向（労働力の不足感）は74.0（前回82.6）と8.6ポイント低下し（不足感は弱くなった）、労働力の不足感は緩和した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲22.0（今回▲17.5）と4.5ポイント悪化、実車率は▲20.2（今回▲14.3）と5.9ポイント悪化し、輸送効率は悪化する見込みである。 ・運転者の採用動向は▲21.5（今回▲16.6）と4.9ポイント低下し、運転者の雇用動向は83.4（今回74.0）と9.4ポイント上昇し、運転者労働力の不足感は強くなる見込みである。

実働率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.4 21.1 46.3 28.6 2.6 (-11.9)</p> <p>今回 0.4 22.4 41.3 30.9 4.9 (-17.5)</p> <p>見通 17.9 46.6 30.9 4.5 (-22.0)</p> <p>■大幅に上昇 ■やや上昇 ■横ばい ■やや低下 ■大幅に低下</p>
実車率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 18.1 50.6 27.8 2.6 (-14.9)</p> <p>今回 19.3 51.6 24.7 4.5 (-14.3)</p> <p>見通 14.3 55.6 25.6 4.5 (-20.2)</p> <p>■大幅に上昇 ■やや上昇 ■横ばい ■やや低下 ■大幅に低下</p>
運転者の採用動向	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.4 12.2 60.7 19.4 6.3 (-19.1)</p> <p>今回 0.4 15.2 60.1 15.7 8.5 (-16.6)</p> <p>見通 0.9 12.1 60.5 17.5 9.0 (-21.5)</p> <p>■大幅に増加 ■やや増加 ■変わらない ■やや減少 ■大幅に減少</p>
運転者の雇用動向 （労働力の不足感）	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 18.7 47.7 31.1 2.6 (82.6)</p> <p>今回 15.7 44.4 38.1 1.8 (74.0)</p> <p>見通 20.2 44.8 33.2 1.8 (83.4)</p> <p>■不足 ■やや不足 ■適当 ■やや過剰 ■過剰</p>

（注4）雇用状況については、上段は前回（R6.1月～3月期）の状況、中段は今回（R6.4月～6月期）の状況、下段は今後（R6.7月～9月期）の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

共通の概況②：今回（令和6年4月～6月期）の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働時間は▲46.6（前回▲36.2）と10.4ポイント減少、貨物の再委託（下請運送会社への委託割合）は▲14.3（前回▲4.7）と9.6ポイント減少した。 ・経常損益は▲13.9（前回▲26.4）と12.5ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働時間は▲49.3（今回▲46.6）と2.7ポイント減少し、貨物の再委託は▲19.3（今回▲14.3）と5.0ポイント減少の見込みである。 ・経常損益は▲22.4（今回▲13.9）と8.5ポイント悪化する見込みである。



【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第126回調査は、令和6年7月1日に、モニターに対して調査開始、令和6年7月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
77	467	482

石川県不正軽油撲滅対策協議会・石川県 全国不正軽油撲滅強化月間

10月は全国不正軽油撲滅強化月間です。

不正軽油は、刑罰を伴う重大な犯罪です。不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

不審な業者や施設などの、不正軽油に関する情報をお寄せください。

TEL. 0120-797623
FAX. 076(225)1275
メール keiyu110@pref.fishikawa.lg.jp
ホームページ
www.pref.fishikawa.lg.jp/zei/huseikeiyu/

我々は不正軽油を 作らせやう!! 売らせやう!! 買わせやう!! 使わせやう!!

撲滅!!不正軽油 NO!!

不正軽油撲滅宣言
不正軽油を製造、販売する者だけでなく、購入・運搬・あつせんなどに携わる関係者全員が初罰の対象となり得る。不正軽油にかかわることゆえ重大な犯罪です。

不正軽油撲滅 には、皆様のご協力が必要です

- ① 著しく低い価格で軽油を販売している
- ② 灯油や重油を混ぜる等して軽油を製造している
- ③ 不審なタンクローリーや倉庫等に出入りしている
- ④ 燃費が悪い・排気ガスが異常に臭い など

情報をお寄せください

不正軽油フリーダイヤル **0120-797623**
110番 FAX:076-225-1275
E-mail:keiyu110@pref.fishikawa.lg.jp

石川県不正軽油撲滅対策協議会・石川県

厚生労働省 第75回全国労働衛生週間

高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を提唱して参りました。

本年度におきましても、令和6年度全国労働衛生週間実施要綱に基づき、左記のとおり、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨をご理解いただき、事業所における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進をお願いいたします。

準備期間 9月1日～30日
本期間 10月1日～7日

スローガン

推してます みんなの笑顔の 健康職場

※詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41775.html

全日本トラック協会 トラック運送事業紹介 パンフレット

全日本トラック協会では、就職を考えている多くの高校生等にトラック運送事業の理解を深めていただくため、パンフレット「Try!Truck!Transport!!!2024」(改訂版)を作成しました。

本パンフレットは、全国の就職者の多い高等学校やインターシップ受入事業者などにも配布しております。

※パンフレットは、全日本トラック協会ホームページよりダウンロード可能です。

<https://jta.or.jp/member/keiei/interm2024.html>

TRY!
TRUCK!!
TRANSPORT!!!

いま伝えたい、
「トラックドライバー」という
仕事のこと。

2024

EVENT CALENDAR 9月の行事予定

2日(月)	金沢第一支部第42回運営委員会 (Jade 金澤)
3日(火)	青年部会第5回ブロック大会に関するワーキンググループ会議 (石川県トラック会館)
4日(水)	第88回正副会長会・第88回総務委員会合同会議 (ホテル日航金沢) 第362回理事会・第335回交付金運営委員会合同会議 (ホテル日航金沢) 全ト協ダンプトラック部会正副部会長会議 (北海道) 全ト協第48回ダンプトラック部会総会 (北海道)
6日(金)	タンクトラック部会第11回全体会議 (テルメ金沢) 全ト協交通対策委員会 (東京都)
8日(日)	石川支部ボウリング大会 (レジャーランボウル藤江店)
9日(月)	北陸信越運輸局令和6年能登半島地震の災害対応における感謝状贈呈式 (石川県自動車会館)
10日(火)	能登半島地震に係る記録誌製作打合せ会議 (東京都)
11日(水)	高速安協交通安全功労者等表彰式 (石川県トラック会館) 高速安協通常総会 (石川県トラック会館)
12日(木)	災害物流専門家研修 (石川県トラック会館) ※~13日 静岡県トラック協会西部支部へ災害対応説明 (ANA クラウンプラザホテル金沢)
13日(金)	二水会 (石川県自動車会館)
18日(水)	全ト協全国トラック協会会長会議 (東京都)
20日(金)	全ト協労働安全・災害防止委員会 (東京都) 「秋の全国交通安全運動」街頭キャンペーン (平和堂アル・プラザ金沢)
24日(月)	石川運輸支局・適正化実施機関月例会議 (石川県トラック会館) 消防設備点検・消防訓練 (石川県トラック会館)
26日(木)	価格転嫁に向けた運賃交渉等相談会 (石川県トラック会館)
27日(金)	全ト協経営改善・DX委員会 (東京都) 国民保護担当者研修会 (Web)
29日(日)	金沢第二支部金沢城リレーマラソンへの参加 (金沢城公園) 石川県防災総合訓練 (津幡町)

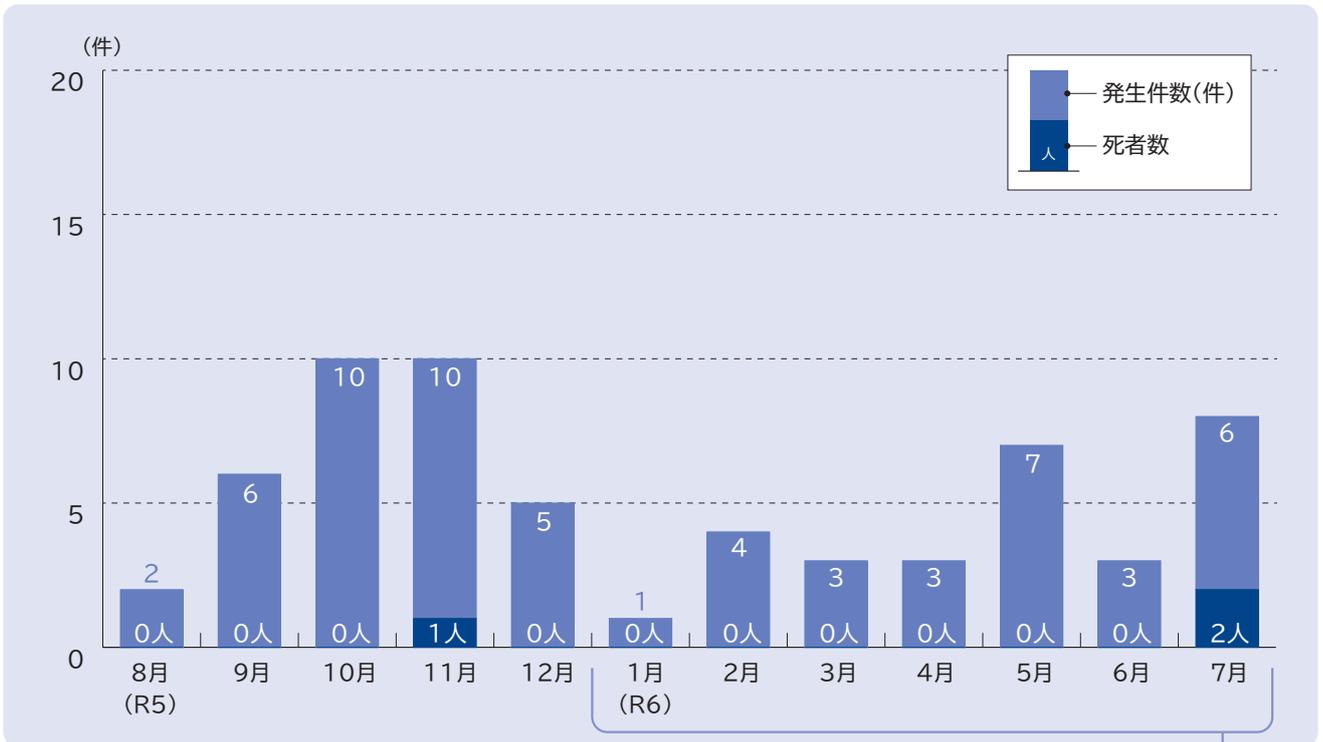
会員名簿の変更

項	行	事業者名	変更項目	変更内容
25	13	千代田運輸(株)金沢営業所	営業所代表者	段 慎太郎
43	7	(株)アパックス	代表者	飛弾 芳彦
44	19	(有)藤和商運	代表者	飛弾 芳彦
44	22	西金運輸(株)	代表者	飛弾 芳彦



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況(第1当事者)



内訳 令和6年事故類型別発生状況(1~7月)

	人对車両	車両相互							車両 単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	4(+3)	1(+1)	11(-4)	4(-4)	0(±0)	0(-1)	3(-1)	4(-1)	0(±0)	0(±0)	27(-7)
死者	2(+2)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	2(+2)

※ () 内は昨年比

(提供/石川県警)

(参考)

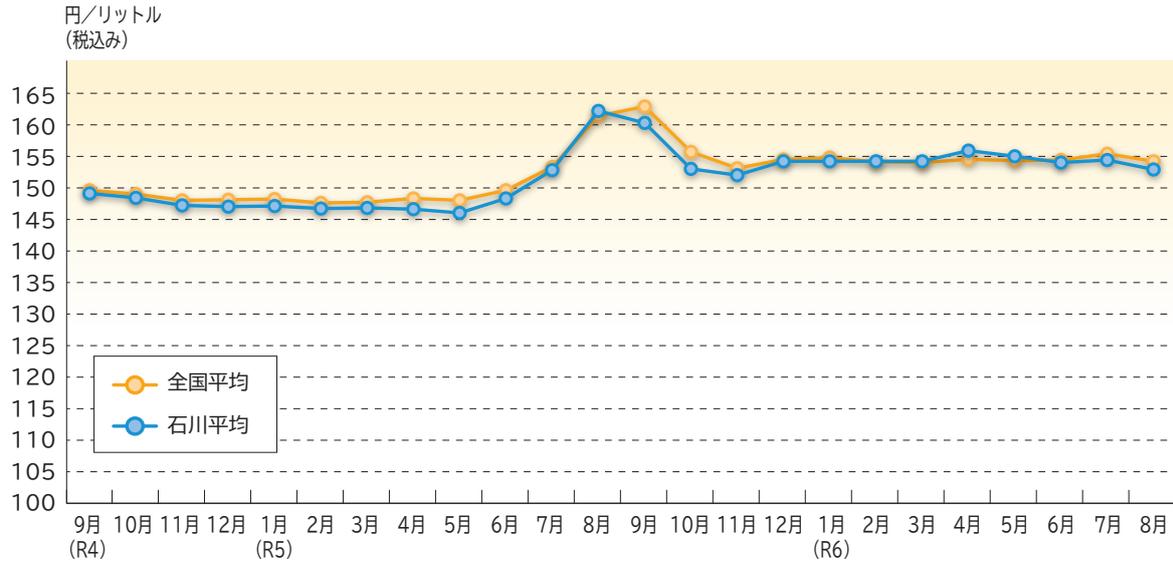
石川県内全車種(乗用車含む) 令和6年交通事故発生状況 1~7月(増減)

発生件数	死者数(人)
1,009(-115)	14(+1)



軽油価格情報

軽油小売価格推移表 経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”

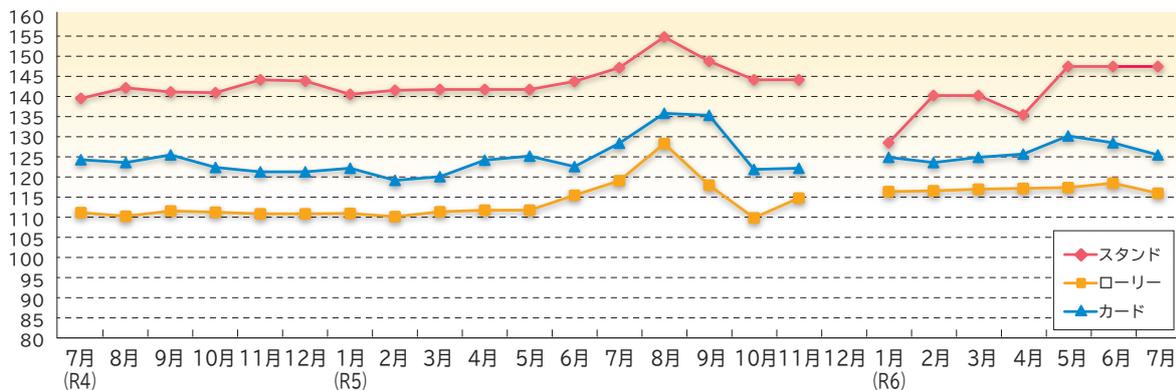


(平均価格)	R5 8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
全国	161.4	162.9	155.7	153.1	154.5	154.8	154.1	154.0	154.5	154.3	154.4	155.4	154.2
石川	162.2	160.3	153.0	152.0	154.2	154.2	154.2	154.2	155.9	155.0	154.0	154.4	152.9

石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内30事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	R5 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
スタンド	146.6	154.2	148.2	143.6	143.6	—	128.0	139.7	139.7	134.9	146.9	146.9	146.9
ローリー	118.6	127.8	117.5	109.4	114.3	—	115.9	116.1	116.5	116.7	116.9	118.0	115.5
カード	127.9	135.3	134.8	121.4	121.7	—	124.4	123.1	124.4	125.2	129.7	128.0	125.0
値上げ 要請額	0 (9社)	7.6 (10社)	0 (7社)	0 (6社)	3.8 (6社)	—	2.1 (6社)	0 (5社)	0.3 (5社)	3.1 (5社)	0 (8社)	0.6 (6社)	0.2 (5社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。()内は、要請のあった事業者数。
 ※令和5年12月分の軽油価格調査は「令和6年能登半島地震」の影響等により実施できず。

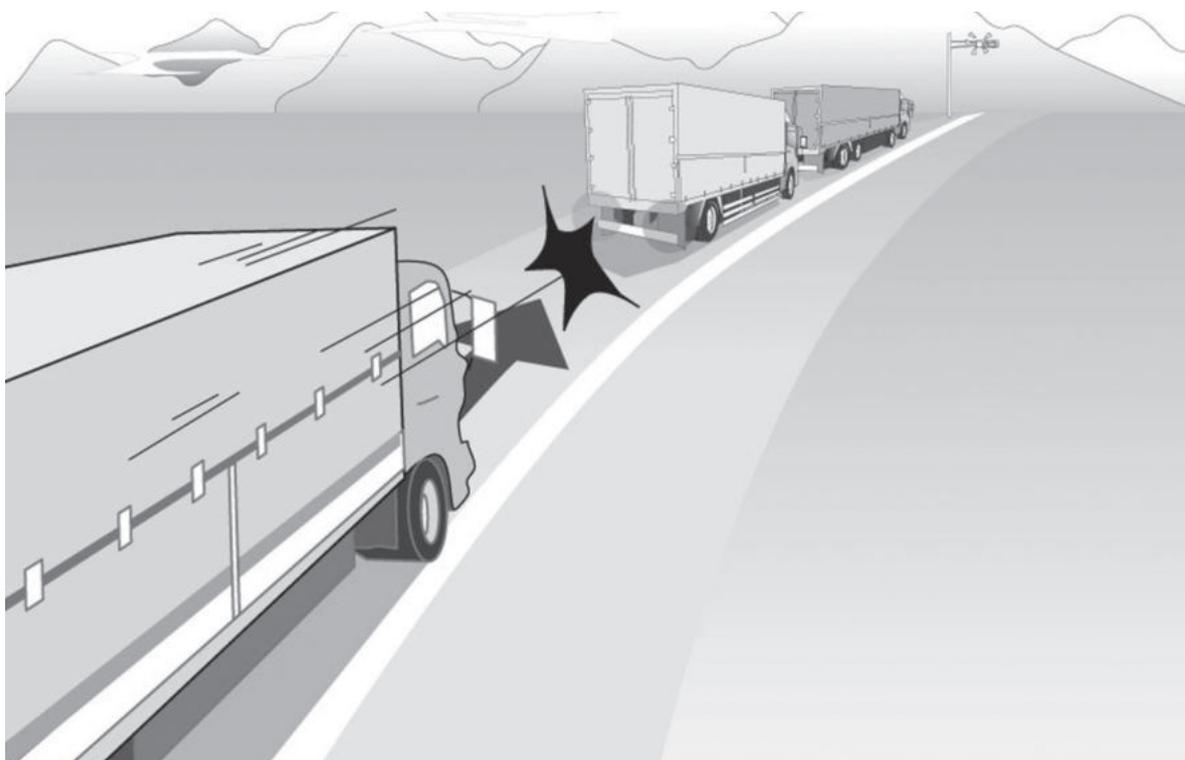
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 Re-Study15

信号待ち停車中のトラックに追突

事故の概要

- 発生日時 3月〇日(〇) 午前4時30分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転車が荷卸し先に向かって早朝の国道を走行中、前方で信号待ちをしていた相手の車に追突して運転者に重傷を負わせたもの。
- 事故当事者 55歳男性 相手側 40歳男性
- 事故原因 運転者は早朝の国道を荷卸し先に向かって走行していました。長距離運行も終わりに近づき、目的地まで残り数キロの地点まで来ていました。進行方向のゆるやかなカーブの先にある信号が赤色から青色に変わったのを確認し、減速せずに進行できると判断しました。その時、目の前で停止中の相手の車に気づき、とっさにブレーキをかけましたが、間に合わずに追突してしまいました。長時間の連続での運転は、注意力が低下し「見ているようで見ていない」という状態になることがあります。そうならないために早め早めの休憩を計画的にとりたいものです。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

被害／損害

40歳男子後遺障害併合9級

総損害額7,400万円

■被害概要

- ・被害者の職業 会社員（トラック運転手）
- ・被害状況 骨盤骨折をはじめ下半身に骨折多数 入院1年2ヶ月・通院4年

■損害額内容

・治療費用	2,950万円
・休業損害	1,400万円
・逸失利益	1,680万円
・慰謝料	1,090万円
・弁護士費用	280万円
計	7,400万円

■運転者について

運転免許取り消しの行政処分を受けました。

被害者について

被害者は妊娠8ヶ月の妻と5歳の男の子の3人家族で、まもなく生まれる新しい家族の誕生を待ちわびながら、幸せな生活を送っていました。

被害者は配送業務に従事しており、この日はコンビニ配送のため、4t車を配送先へと走らせていました。事故現場となった信号交差点で前を走る大型トラックに追従して停車した数分後、右のドアミラーに急接近するトラックを認め、身構えると同時に衝撃と激痛を感じ、なにもできぬまま意識が遠のいていったそうです。被害者の運転するトラックは追突された反動で前へ押し出され、キャabinは前車と衝突して半分につぶれてしまいました。車室内で挟まれた被害者はピクリとも動かず、道路にしたたる大量の血は周囲の人に死を連想させました。救急搬送の直後、奥さんは急いで身内の方々を集めるようにと医師から言われていたそうです。死の淵をさまよひ、1年2ヶ月の入院中に8度の手術に耐え、通院すること4年に及びましたが、右足と足指が粉碎骨折により短くなり、リハビリを続けた膝や足首、足指の関節も機能障害を残したまま、元の状態には戻りませんでした。

この事故のために歩くことも不自由になり、仕事を続けることができなくなってしまいました。家族の支えなしでは生活にも支障をきたし、思い悩む日々を今でも過ごし続けているのです。

この事故から学ぶ事

運転者は、眠気や疲れをそれほど感じていませんでした。しかし実際は、目を見開いてはいるものの、疲れにより注意力が著しく低下している覚低走行の状態になっていました。覚低走行に陥ったドライバーは前方の車が走行しているのか停止しているのかを直近になるまで判断できません。この事故では停止していることに気がついた時にはすでに遅く、急ブレーキを踏むと同時に追突してしまいました。今回の事故のようにならないためには、それほど疲れを感じていなかったとしても一定時間ごとに休憩を取り、疲労回復に努めるべきだったのです。疲れを自覚せず、休憩を先延ばしするうちに注意力が低下して取り返しのつかない事故を起こしてしまうこともあるのです。

長時間の連続での運転は、注意力が低下し「見ているようで見ていない」という状態になることがあります。そうならないために早め早めの休憩を計画的にとりたいものです。

提供：中部交通共済協同組合 安全推進部



今月の
BEST SHOT!
ベストショット

青年部会は、能登半島地震に係る災害支援活動を行い、他県の青年部会員と協力し、被災事業所から什器などを運び出しました。(8月3日(土)／珠洲市内)

旬の

「じねもん」
味わいまっし!

JIWAMON



さんま
秋刀魚

秋の味覚の代表的な鮮魚と言えば秋刀魚（サンマ）があります。

今年は豊漁でお手軽な価格で食べられそうですが、サンマの販売時期は毎年9月～10月のおよそ1ヶ月だけとなります。サンマは牛肉に比べカルシウムは約4倍、ビタミン類は総じて12倍で、栄養価の面でも充実した魚です。

塩焼きを大根おろしに醤油をかけ一緒に食す。最高な一品をぜひ味わいましょう。